

例：抽象的なアイデア

以下の例は、2014年版暫定特許適格性ガイダンス（2014 Interim Eligibility Guidance）とともに用いられるものとする。これらの例は例証のみが意図されたものであることから、以下に示す事例に基づいて解釈される必要がある。そのほかの事例は、異なる適格性の結果を有することがあり得る。

この例のセットは、2部構成でアレンジされている。第1部は、特許適格性ありとされるクレームを伴う4つの事例を含み、それらのうちのいくつかは、合衆国連邦巡回区控訴裁判所の決定から引かれたものである。第2部は、連邦巡回裁判所によって特許適格性なしと判定されたクレームを伴う4つの事例を含む。それぞれの例は、2014年版暫定特許適格性ガイダンス（2014 Interim Eligibility Guidance）の下においてクレームがどのように分析されるべきであるかを示している。すべてのクレームは、それぞれのもっとも広い合理的な解釈に従って適格性のため分析が行なわれている。

第1部

ここでの例では、2014年版暫定特許適格性ガイダンス（2014 Interim Eligibility Guidance）の下における分析時に特許適格性ありとなったクレームを示す。第1の例は、抽象的なアイデアを対象としていない適格性ありのソフトウェア発明を例証する仮説的なクレームおよび事例である。第2の例は、最近の連邦巡回裁判所決定である。第3および第4の例は、クレームは特許適格性があるとの判定がなされた連邦巡回裁判所決定によって通知されたものであるが、2014年版暫定特許適格性ガイダンス（2014 Interim Eligibility Guidance）の『著しく超える”significantly more”』点での分析を容易にする教育目的のために抽象的なアイデアを顕著な形で追加するべく修正された仮説的なクレームとして立案されている。

1. 電子メッセージからの悪意のあるコードの隔離および除去

仮説的クレーム1および2は、抽象的なアイデアを対象としていない。

背景

本発明は、電子メッセージ（たとえば、電子メール）からの悪意のあるコードの隔離および除去を行なって、コンピュータを、たとえばコンピュータ・ウイルスの感染によって危

険にさらされることから保護することに関する。明細書は、コンピュータ・システムが電子通信をスキャンして悪意のあるコンピュータ・コードを捜し出し、それが悪意のある行動を開始する前に電子通信をクリーンにする必要性を説明する。開示された発明は、受信済み電子通信をコンピュータ・メモリの『検疫』セクタ内に物理的に隔離することによって動作する。検疫セクタは、コンピュータのオペレーティング・システムによって、そのセクタ内に記憶されたファイルがそのセクタ外のファイルに対する作用が許可されないように作成されたメモリ・セクタである。

悪意のあるコードが収められた通信が検疫セクタ内に記憶される時、その通信の中に収められたデータと、シグニチャ・データベース内に記憶されている悪意のあるコードを示すパターンが比較される。特定の悪意のあるコードを示すパターンの存在は、悪意のあるコードの特性を示す。シグニチャ・データベースは、さらに、悪意のあるコードの開始および終了のポイントを表わすコード・マーカを含む。

その後、悪意のあるコードが収められた通信からその悪意のあるコードが抽出される。抽出ルーチンは、処理ユニットのファイル構文解析構成要素によって実行される。ファイル構文解析ルーチンは、以下の動作を行なう：

1. 通信をスキャンして識別済みの悪意のあるコードの開始マーカを捜し出す；
2. 悪意のあるコードの開始マーカとそれに連続する終了マーカの間にある各スキャン済みバイトにフラグを立てる；
3. さらに悪意のあるコードの開始マーカが見つからなくなるまでスキャンを続ける；
4. フラグの立っていないすべてのデータ・バイトを新しいファイル内にシーケンシャルにコピーすることによって新しいデータ・ファイルを作成し、それがサニタイズされた通信ファイルを形成する。

新しいサニタイズされた通信は、コンピュータ・メモリ内の非検疫セクタへ転送される。その後続いて検疫セクタ上のすべてのデータが消去される。

クレーム

1. 悪意のあるコードが収められた電子通信からコンピュータを保護するためのコンピュータ実装される方法であって、プロセッサ上において：
ブート・セクタ、検疫セクタ、非検疫セクタを有するメモリを伴ったコンピュータ内において、悪意のあるコードが収められた電子通信を受信するステップ；

前記通信を前記コンピュータのメモリの前記検疫セクタ内に記憶するステップであって、前記検疫セクタは、前記コンピュータ・メモリ内において前記ブートおよび前記非検疫セクタから隔離されており、かつ前記検疫セクタ内のコードは、ほかのメモリ・セクタ上への書き込み動作を行なうことが妨げられるものとするステップ；

ファイル構文解析を介して前記電子通信から前記悪意のあるコードを抽出し、サニタイズされた電子通信を作成するステップであって、前記抽出は以下を包含するものとするステップ、

前記通信をスキャンして識別済みの悪意のあるコードの開始マーカを捜し出すこと、
悪意のあるコードの前記開始マーカとそれに連続する終了マーカの間にある各スキャン済みバイトにフラグを立てること、

さらに悪意のあるコードの開始マーカが見つからなくなるまでスキャンを続けること、
および

フラグの立っていないすべてのデータ・バイトを新しいファイル内にシーケンシャルにコピーすることによってサニタイズされた通信ファイルを形成する新しいデータ・ファイルを作成すること、

前記サニタイズされた電子通信を前記メモリの前記非検疫セクタへ転送するステップ；
および

前記検疫セクタ内に残存しているすべてのデータを削除するステップを実行することを包含する方法。

2. 悪意のあるコードが収められた電子通信からコンピュータを保護するための非一過性コンピュータ可読媒体であって、その上に記憶される、プロセッサ上において実行されたときに：

ブート・セクタ、検疫セクタ、非検疫セクタを有するメモリを伴ったコンピュータ内において悪意のあるコードが収められた電子通信を受信するステップ；

前記通信を前記コンピュータのメモリの前記検疫セクタ内に記憶するステップであって、前記検疫セクタは、前記コンピュータ・メモリ内において前記ブートおよび前記非検疫セクタから隔離されており、かつ前記検疫セクタ内のコードは、ほかのメモリ・セクタ上への書き込み動作を行なうことが妨げられるものとするステップ；

ファイル構文解析を介して前記電子通信から前記悪意のあるコードを抽出し、サニタイズされた電子通信を作成するステップであって、前記抽出は以下を包含するものとするステップ、

前記通信をスキャンして識別済みの悪意のあるコードの開始マーカを捜し出すこと、
悪意のあるコードの前記開始マーカとそれに連続する終了マーカの間にある各スキャン済みバイトにフラグを立てること、

さらに悪意のあるコードの開始マーカが見つからなくなるまでスキャンを続けること、
および

フラグの立っていないすべてのデータ・バイトを新しいファイル内にシーケンシャルにコピーすることによってサニタイズされた通信ファイルを形成する新しいデータ・ファイルを作成すること、

前記サニタイズされた電子通信を前記メモリの前記非検疫セクタへ転送するステップ；
および

前記検疫セクタ内に残存しているすべてのデータを削除するステップを実行するインストラクションを包含する非一過性コンピュータ可読媒体。

分析

クレーム 1：特許適格性あり。

この方法クレームは、悪意のあるコードが収められた電子通信からコンピュータを保護するための一連の動作を記載する。したがって、クレームは、発明の法定カテゴリのうちの1つであるプロセスを対象としている（ステップ 1：はい）。

続いてクレームが分析され、それが法的例外を対象としているか否かが決定される。クレームされた発明は、電子通信内に収められている悪意のあるコードの隔離および抽出のためのソフトウェア・テクノロジーに関する。クレームは、受信した通信をメモリ・セクタ上において物理的に隔離すること、およびその通信から悪意のあるコードを抽出して新しいデータ・ファイル内にサニタイズされた通信を作成することを対象としている。その種の動作は、本質的な経済の実践、人間の活動を組織化する方法、考え方自体（考え方そのもの）、または数学的な関係といった抽象的なアイデアまたは法廷によって抽象的であると判定された概念と類似するアイデアに該当しない。これに対して、ここにクレームされた発明は、コンピュータ・ウイルス、ワーム、およびそのほかの悪意のあるコードの隔離

および根絶の実行を対象としており、概念は、コンピュータ・テクノロジーと密接に結びつけられ、法廷によって抽象的であると判定された概念のタイプとは明確に異なる。したがって、クレームされたステップは、抽象的なアイデアを記載しない。またそれらは、ほかの法的例外とも関係があるとはされない。したがって、クレームは法的例外を対象としていない（ステップ 2A：いいえ）。クレームは特許適格性がある。

クレーム 2：特許適格性あり。

このクレームは、製造物である非一過性コンピュータ可読媒体を対象としており、したがって発明の法定カテゴリである（ステップ 1：はい）。

このクレームは、プロセッサ上において実行可能となるように非一過性コンピュータ可読媒体上に記憶されるクレーム 1 と同一のステップを記載している。これらのステップによって記述された発明は、上で述べた理由から抽象的なアイデアを対象としていない（ステップ 2A：いいえ）。クレームは特許適格性がある。

2. 電子商取引アウトソーシング・システム／複合ウェブ・ページ生成

以下のクレームは、113 USPQ2d 1097（Fed. Cir. 2014）（DDR）の DDR Holdings, LLC v. Hotels.com ほか事件において連邦巡回裁判所によって特許適格性ありと判定された。発行時の特許は米国特許第 7,818,399 号であった。

背景

アフィリエイト商取引システムにおいては、ウェブサイトのオーナーまたはホストが自分のウェブ・ページのスペースを有料広告の形式で販売する。これらの広告の多くは、サードパーティの商店による販売のために提供されているアイテムへのリンクを含むバナー広告である。訪問者がリンクをアクティブ化（クリック）すると、ホストのウェブ・ページからその商店のウェブ・ページへ瞬時に運ばれ、その結果、訪問者はそのリンクに関連付けされたアイテム（『商取引対象』、たとえば製品またはサービス）の購入が可能になる。商店は、その種の販売毎に、リンクを表示しているウェブ・ページのホストに対してコミッションを支払う。これらの広告リンクは、ホストに追加の収入を提供するコミッションベースの広告プログラムとして機能するが、訪問者のトラフィックをホストのウェブ・ペ

ージから誘い出してしまい、ホストが潜在的なカスタマのコントロールを失う結果に帰するという欠点がある。

発明者は、広告する側の商店のウェブ・ページの製品関連コンテンツ情報とホストのウェブ・ページの『ルック・アンド・フィール』の共生マーケティングを行なうためのシステムを作成することによって、アフィリエイト購入取引の間にわたってカスタマに対するコントロールを保持する問題に取り組んだ。このシステムは、複数のホストならびに商店の間のブローカとして行動するサードパーティのアウトソース・プロバイダによる運用が可能である。実装に先行してホストは、ホストのウェブ・ページ上に商店のウェブ・ページへのリンクを貼る。これらのリンクは、商店のウェブ・ページ上にある製品関連コンテンツと関連付けされている。それに加えて、アウトソース・プロバイダのシステムは、コンピュータ・サーバと結合されるコンピュータ・データ・ストア内に、各ホストのウェブ・ページからの『ルック・アンド・フィール』情報を記憶する。『ルック・アンド・フィール』情報は、ロゴ、色、ページ・レイアウト、ナビゲーション・システム、フレーム、マウス・オーバー効果等の視覚的に知覚可能な要素、または各ホストのそれぞれのウェブ・ページのいくつかまたは全部を通じて一貫性のあるそのほかの要素を含む。

発明者のシステムにおいては、広告リンクをクリックするカスタマがホストのウェブ・ページから商店のウェブ・ページへ運ばれることはなく、その代わりに、選択したアイテムと関連付けされた製品情報とホストのウェブ・ページの視覚的に知覚可能な要素を結合した複合ウェブ・ページへリダイレクトされる。アウトソーシング・プロバイダのサーバは、まず、リンクが選択されたホストのウェブ・ページを識別し、対応する記憶済み『ルック・アンド・フィール』情報を検索することによって応答する。サーバは、検索したホストのウェブ・ページの『ルック・アンド・フィール』情報をそれに埋め込まれた製品関連コンテンツとともに使用して複合ウェブ・ページを、その複合ウェブ・ページがホストのウェブ・ページと関連付けされているとしてカスタマによって視覚的に知覚されるように構築する。その後サーバは、カスタマが実質的にホストのウェブ・ページにとどまって、サードパーティの商店アフィリエイトへリダイレクトされることなくアイテムの購入ができるように、この複合ウェブ・ページをカスタマへ送信し、呈示する。この種の複合ページは、ホストのウェブ・ページと関連付けされているとしてカスタマによって視覚的に知覚されることから、カスタマに、自分はホストによって提供されているページを見ているという印象を与える。さらに、カスタマは、サードパーティの商店アフィリエイトへリダイレク

トされることなくアイテムを購入することが可能であり、したがってホストがカスタマに対するコントロールを保持することが可能になる。このシステムは、ホストが、訪問者のトラフィックおよび潜在的カスタマを失うことなく、以前と同じ広告収入の流れを受け取ることを可能にする。

代表的なクレーム

19. 商的机会を提供するウェブ・ページを提供するアウトソース・プロバイダに有用なシステムであって：

(a) 複数の第 1 のウェブ・ページのそれぞれのための複数の視覚的に知覚可能な要素を定義するデータを収めているコンピュータ・ストアであって、視覚的に知覚可能な要素は前記複数の第 1 のウェブ・ページに対応するものであり；

(i) 前記第 1 のウェブ・ページのそれぞれは、複数のウェブ・ページ・オーナーのうちの 1 つに属するものであり；

(ii) 前記第 1 のウェブ・ページのそれぞれは、複数の商店のうちの選択された 1 つの購入機会と関連付けされる商取引対象と関連付けされた少なくとも 1 つの有効なリンクを表示するものであり；かつ

(iii) 前記選択された商店、前記アウトソース・プロバイダ、および前記関連付けされたリンクを表示する前記第 1 のウェブ・ページの前記オーナーは、互いに関してそれぞれサードパーティであるとする、コンピュータ・ストア；

(b) アウトソース・プロバイダにおけるコンピュータ・サーバであって、前記コンピュータ・ストアと結合され、かつ：

(i) コンピュータ・ユーザのウェブ・ブラウザから前記第 1 のウェブ・ページのうちの 1 つによって表示されている前記リンクのうちの 1 つのアクティブ化を示す信号を受信すること；

(ii) 前記アクティブ化されたリンクのある前記第 1 のウェブ・ページのうちの前記 1 つをソース・ページとして自動的に識別すること；

(iii) 前記ソース・ページの識別に応答して前記ソース・ページに対応する前記記憶済みのデータを自動的に検索すること；

(iv) 前記検索されたデータを使用し、(A) アクティブ化された前記リンクと関連付けされた前記商取引対象と関連付けされる情報、および (B) 前記ソース・ページと視覚的

に対応する前記複数の視覚的に知覚可能な要素を表示する第 2 のウェブ・ページを自動的に生成し、かつ前記ウェブ・ブラウザへ送信することを行なうべくプログラムされたコンピュータ・サーバを包含するシステム。

分析

クレーム 19：特許適格性あり。

このクレームは、コンピュータ・サーバおよびコンピュータ・ストアを包含するシステムを記載する。システムは、デバイスまたはデバイスのセットを包含し、したがって発明の法定カテゴリであるマシンを対象としている（ステップ 1：はい）。

次にクレームが分析され、それが法的例外を対象としているか否かが決定される。このクレームは『商的机会を提供するウェブ・ページを提供するアウトソース・プロバイダに有用な』システムを記載しているが、リンクのアクティブ化に応答し、特定の視覚的に知覚可能な要素を有するソース・ウェブ・ページとともに、識別したデータを使用してウェブ・ページを自動的に生成し、送信することを対象としている。クレームは、数学的アルゴリズムを記載しない；また本質的な経済あるいは積年の商的事業を記載しない。クレームは、インターネットに特有のビジネスの課題（ウェブサイトの訪問者を保持すること）に取り組んでいる。クレームされた発明は、それが『単にインターネット以前の世界で知られていたいくつかのビジネス実践をインターネット上においてそれを履行するための要件とともに記載したものではない。それに代えてクレームされた解決策は、コンピュータ・ネットワークの領域において特に生じている問題を克服するためにコンピュータ・テクノロジーに必然的に根ざしている』ことから、法廷によって抽象的なアイデアを記載していると判定されたほかのクレームとは異なる。以前に法廷によって抽象的と判定されたアイデアと類似するアイデアはクレームの中で識別されなかった。審査の間に審査官がクレームの中に記載された抽象的なアイデアを識別しなかった場合に、クレームは、法的例外を対象としていないと見なされるべきである（ステップ 2A：いいえ）。クレームは特許適格性がある。

2014 年版暫定特許適格性ガイダンス(2014 Interim Eligibility Guidance)の下において、これ以上の分析は不要であろう。しかしながらこの決定において法廷は、この特定のインターネットが中心に置かれた問題を解決し、クレームを特許適格性ありとするための発明

概念に等しいクレームの特定の特徴の指摘まで踏み込んでいる。法廷の審議の抜粋を次に示す：

特に' 399 特許のクレームは、インターネット・ハイパーリンク・プロトコルの従来的な機能が、ルーチンを順守した場合に、広告の上を『クリック』してハイパーリンクをアクティブ化した直後にホストのウェブサイトから外へ運ばれることになるというウェブサイトの訪問者を保持する問題を扱う。たとえば、主張されたクレーム 19 は、とりわけ (1) 多数のホスト・ウェブサイト、すなわちそれぞれがサードパーティの商店の製品またはサービスと関連付けされた少なくとも 1 つのリンクを表示するホスト・ウェブサイトに対応する『視覚的に知覚可能な要素』をデータベース内に記憶し、(2) ウェブサイト訪問者によるこのリンクのアクティブ化があると、ホストを自動的に識別し、かつ (3) 『アウトソース・プロバイダ』のインターネット・ウェブ・サーバに対して、サードパーティの商店の製品と関連付けされたコンテンツと記憶された識別済みのホスト・ウェブサイトからの『視覚的に知覚可能な要素』を融合した新しいハイブリッド・ウェブ・ページの構築および訪問者への提供を指示するシステムを記載する。[]

よりわかりやすく言えば、ホストのウェブサイト上に表示されたサードパーティの製品のための広告をクリックしたとき、訪問者がサードパーティのウェブサイトへ運ばれることがなくなる。それに代えて、特許クレームは、ホスト・ウェブサイトからの視覚的な『ルック・アンド・フィール』要素とクリックされた広告に関するサードパーティの商店のウェブサイトからの製品情報を結合させて自動的に生成されたハイブリッド・ウェブ・ページへ訪問者をダイレクトするウェブ・サーバを有する『アウトソース・プロバイダ』を必要とする。[]この方法においては、訪問者が直ちにサードパーティのウェブサイトへ奪われるのではなく、それに代えてホスト・ウェブサイトは、訪問者をアウトソース・プロバイダのサーバ上のウェブ・ページへ送ることが可能であり、当該サーバは、(1) ホスト・ウェブサイトからの『ルック・アンド・フィール』要素を組み込み、かつ (2) 訪問者にサードパーティの商店から製品を購入する機会を、その商店のウェブサイトへ実際に入ることなく提供する。

法廷が警告しているとおおり、『インターネットが中心に置かれた課題に取り組むクレームがすべて、特許適格性があるというわけではない』が、この事件においては、単純に『抽象的なアイデアをインターネットに適用した』と陳述する以上のものにする追加の限定が存在している。したがって、全体として捕らえた場合に、クレームされた発明は、抽象的

なアイデアを著しく超えるものにする追加の限定を有する。この理由から、クレームは、特許適格性のある発明の内容を記載している（ステップ 2B；はい）。

3. デジタル画像処理

次に示す仮説的クレームは、627 F.3d 859 (Fed. Cir. 2010) (RCT) の Research Corporation Technologies Inc. v. Microsoft Corp. 事件におけるテクノロジーに倣ってモデリングされた。発行時の特許は米国特許第 5,111,310 号であった。仮説的クレーム 1-3 は、抽象的なアイデアを対象としており、かつコンピュータ自体の機能における改善を示し、かつ別のテクノロジー／技術分野に対する改善も示しており、いずれも適格性を示すことが可能であることから、抽象的なアイデアを著しく超えるものにする追加の要素を有する。

背景

デジタル画像は、概して、列および行にアレンジされた離散的なセットのピクセルからなる。グレイ・スケール画像においては、各ピクセルの値がもっとも強度の弱いブラックからもっとも強度の強いホワイトまでの範囲に及ぶグレイのシェードの間にわたって変化する。これとは対照的に二値画像は、2 つの値、すなわちブラックまたはホワイトだけを持つことが可能なピクセルを含む。ファクシミリ装置および新聞プリンタ等のいくつかのプリンタ・デバイスは、ブラックまたはホワイトでのプリントのみ行なうことからグレイ・スケール画像を再生できない。したがって、グレイ・スケール画像を二値画像へ変換するためにハーフトーン処理テクニックが使用される。ハーフトーン処理は、画像内にグレイの多様なシェードを作り出すが、ピクセル・カラーはブラックおよびホワイトだけを使用する。特定のハーフトーン・テクニックは、『マスク』としても知られる閾値の 2 次元配列に対するグレイ・スケール画像のピクセル毎の比較を伴う。デジタル実装においては、ハーフトーン処理が行なわれるべきグレイ・スケール画像がメモリ内に読み込まれ、コンピュータ・プロセッサがその画像の各ピクセルと、コンピュータのメモリ内に記憶されたマスクの対応する位置にある閾値を比較する。この比較に基づいて、ブラックまたはホワイトを表わすバイナリ値が出力され、これらの出力がまとめて、ドット・プロファイルとして知られるバイナリ配列内に記憶される。ドット・プロファイルは、その後、バイナリ表示、すなわちハーフトーン処理後の画像（表示用画像）に変換される。

この明細書において発明者は、『ブルー・ノイズ』マスクと呼ばれる改善されたマスクを開発することによって以前のハーフトーン処理テクニックを改善した。このブルー・ノイズ・マスクは、以前のマスクより必要とするメモリが少なく、その結果、より演算時間が高速になる一方で画質が改善される。ブルー・ノイズ・マスクは、ブルー・ノイズ・フィルタを使用して 50%グレイ・レベルにおける画像からブルー・ノイズ特性を伴うドット・プロファイルを生成することで始まる反復的な数学的演算を通じて生成される。その後続いて、異なるグレイ・レベルにおいて追加のドット・プロファイルが生成される。グレイ・レベルにわたってドット・プロファイルのピクセルが変化することから、これらの変化が累積的な配列内にエンコードされる。すべてのドット・プロファイルが構築された後、この累積的な配列がブルー・ノイズ・マスクになる。

クレーム

1. グレイ・スケール画像をハーフトーン処理するためのコンピュータ実装される方法であって：

多様なグレイ・レベルにおける複数のブルー・ノイズ・フィルタリング済みドット・プロファイルにわたりピクセル値の変化を、プロセッサを用いてエンコードすることによってブルー・ノイズ・マスクを生成するステップ；

前記ブルー・ノイズ・マスクを第 1 のメモリ・ロケーション内に記憶するステップ；
グレイ・スケール画像を受信し、前記グレイ・スケール画像を第 2 のメモリ・ロケーション内に記憶するステップ；

プロセッサを用いてピクセル毎ベースで前記グレイ・スケール画像の各ピクセルと前記ブルー・ノイズ・マスクの対応する位置の閾値を比較することによって二値画像配列を生成するステップ；および

前記二値画像配列をハーフトーン処理済み画像に変換するステップ、を包含するコンピュータ実装される方法。

2. 非一過性コンピュータ可読媒体であって、プロセッサによって実行されたときに：

多様なグレイ・レベルにおける複数のブルー・ノイズ・フィルタリング済みドット・プロファイルにわたりピクセル値の変化をエンコードすることによってブルー・ノイズ・マスクを生成するステップ；

前記ブルー・ノイズ・マスクを第 1 のメモリ・ロケーション内に記憶するステップ；

グレイ・スケール画像を受信し、前記グレイ・スケール画像を第 2 のメモリ・ロケーション内に記憶するステップ；

ピクセルベースで前記グレイ・スケール画像の各ピクセルと前記ブルー・ノイズ・マスクの対応する位置の閾値を比較することによって二値画像配列を生成するステップ；および

前記二値画像配列をハーフトーン処理済み画像に変換するステップ、を実行するインストラクションが記憶された非一過性コンピュータ可読媒体。

3. グレイ・スケール画像をハーフトーン処理するためのシステムであって：

多様なグレイ・レベルにおける複数のブルー・ノイズ・フィルタリング済みドット・プロファイルにわたりピクセル値の変化をエンコードすることによってブルー・ノイズ・マスクを生成するプロセッサ；

前記ブルー・ノイズ・マスクを記憶するための第 1 のメモリ；および

受信したグレイ・スケール画像を記憶するための第 2 のメモリ；

を包含し、前記プロセッサは、さらに、ピクセル毎ベースで前記グレイ・スケール画像の各ピクセルと前記ブルー・ノイズ・マスクの対応する位置の閾値を比較することによって二値画像配列を生成し、かつ前記二値画像配列をハーフトーン処理済み画像に変換するものとするシステム。

分析

クレーム 1：特許適格性あり。

方法クレームは、ブルー・ノイズ・マスクを生成し、そのブルー・ノイズ・マスクを使用してグレイ・スケール画像をハーフトーン処理するための一連の動作を記載している。したがって、クレームは、発明の法定カテゴリのうちの 1 つであるプロセスを対象としている（ステップ 1：はい）。

続いてクレームが分析され、それが法的例外を対象としているか否かが決定される。クレームは、ブルー・ノイズ・マスクを生成するステップを記載しており、背景の中で定義されているとおり、反復的な数学的演算を通じて生成される。法廷は、数学的關係がしばしば『抽象的なアイデア』としてラベル付けされる法的例外に含まれると判定した。ブルー・ノイズ・マスクを生成する数学的演算がクレーム内に記載されていることから、このクレームは法的例外を『対象としている』（ステップ 2A：はい）。

次にこのクレームが全体として分析されて、クレームが数学的演算を著しく超えるものにするように記載された追加の限定がクレーム内に存在するか否かが決定される。クレーム内には、ブルー・ノイズ・マスクを生成する数学的演算のほかに記載された追加の限定がいくつか存在する。第1にクレームは、ブルー・ノイズ・マスクを生成するプロセッサの使用を記載している。またクレームは、ブルー・ノイズ・マスクを第1のメモリ・ロケーション内に記憶するステップおよびグレイ・スケール画像を受信し、そのグレイ・スケール画像を第2のメモリ・ロケーション内に記憶するステップも記載している。このようにクレームは、数学的演算を計算するステップおよびデータを受信して記憶するステップの実行にプロセッサおよびメモリを使用する。その種のステップを実行するための汎用コンピュータ構成要素の追加だけでは法的例外を特許可能な発明に変えるに充分ではない。コンピュータ構成要素は、高レベルの汎用性で記載され、コンピュータを介して抽象的なアイデアを適用するに必要となるであろうコンピュータの基本機能（この場合は、数学的演算の実行ならびにデータの受信および記憶）を実行する。単に汎用のコンピュータ構成要素を使用して上で識別した基本的なコンピュータ機能を実行し、法的例外を実施し、あるいは適用するだけでは、たとえその種の演算がコンピュータなしで行なわれるより高速になり得たとしても、法的例外を著しく超えるものにまでする意味のある限定を構成しない。

クレームは、ブルー・ノイズ・マスクとグレイ・スケール画像を比較してグレイ・スケール画像を二値画像配列に変えてその二値画像配列をハーフトーン処理済み画像に変換する追加のステップも記載している。これらの追加のステップは、数学的演算（ブルー・ノイズ・マスク）を、デジタル画像を処理するプロセッサの能力に結びつける。これらのステップは、ブルー・ノイズ・マスクを生成するという抽象的なアイデアに意味のある限定を追加し、したがって、単なるコンピュータ実装を著しく超えるものを抽象的なアイデアに追加する。クレームは、全体としてとらえた場合、数学的演算およびデータの受信ならびに記憶を介したブルー・ノイズ・マスクの生成を単純に記述しておらず、ブルー・ノイズ・マスクを生成するステップと、画像とブルー・ノイズ・マスクを比較し、結果としてもたらされる二値画像配列をハーフトーン処理済み画像に変換するステップの結合に及ぶ。これによってクレームは、コンピュータを使用した単純なデータの取り出しおよび結合という単なる概念を超える。

最終的に、順序付きの組合せとしてクレーム要素を見れば、ブルー・ノイズ・マスクに加えて記載されたステップが、クレームされたコンピュータ自体の機能を改善する。特に、上で論じたとおり、改善されたブルー・ノイズ・マスクを用いるクレームされたプロセスにより、コンピュータが使用するメモリを以前のマスクで必要とされていた量より少なくすることが可能になり、結果として、以前のプロセスにおいて生じていたような結果として得られる画像の画質の犠牲を伴うことなく、より高速な演算時間をもたらし、かつ画質が向上したデジタル画像を生み出す。これらはまた、デジタル画像処理のテクノロジーにおける改善でもある。Alice Corp.事件における発明とは異なり、このクレームは、コンピュータを介して単純にアイデアを実施することによって抽象的なアイデアをコンピュータ環境に単に限定しているのではなく（すなわち、データの受信および記憶または数学的演算というルーチンをコンピュータ上において単に行なっているのではなく）、むしろコンピュータ・テクノロジー、すなわちデジタル画像処理における革新であり、この場合はそれがコンピュータの機能における改善および別のテクノロジーにおける改善の両方に反映される。追加のクレーム要素を個別に、また組合せで取り上げると、クレームは、全体としてブルー・ノイズ・マスクを生成するという抽象的なアイデアを著しく超えるものにする（ステップ 2B：はい）。このクレームは、特許適格性のある発明の内容を記載する。

クレーム 2：特許適格性あり。

このクレームは、インストラクションが記憶された非一過性のコンピュータ可読媒体を記載する。用語『非一過性』は、このクレームが信号およびそのほかの一過性の形式の信号伝達を包含しないことを保証する。したがって、このクレームは、発明の法定カテゴリである製造物（物質から生み出された物品）を対象としている（ステップ 1：はい）

このクレームはクレーム 1 と同じステップを記載する。したがって、このクレームは、クレーム 1 の中で識別されたものと同じ、ブルー・ノイズ・マスクを生成するための数学的演算である抽象的なアイデアを対象とする（ステップ 2A：はい）。同様にクレームは、ブルー・ノイズ・マスクとグレイ・スケール画像を比較してグレイ・スケール画像を二値画像配列に変えてその二値画像配列をハーフトーン処理済み画像に変換するという、同じ追加の要素も記載している。これらの追加の要素は、グレイ・スケール画像のハーフトーン処理におけるコンピュータの改善された機能および改善されたデジタル画像処理によって明白となるように、抽象的なアイデアを著しく超えるものをそれに追加する。上で示

した理由と同じ理由から、追加のクレーム要素を個別に、また組合せで取り上げると、クレームは、全体としてブルー・ノイズ・マスクを生成するという抽象的なアイデアを著しく超えるものにする（ステップ 2B：はい）。このクレームは、特許適格性のある発明の内容を記載する。

クレーム 3：特許適格性あり。

このクレームは、プロセッサ、第 1 のメモリ、および第 2 のメモリを包含するシステムを記載する。クレームは、発明の法定カテゴリ、すなわちマシン（デバイスの組合せ）を対象としている（ステップ 1：はい）。

クレームは、クレーム 1 に関して識別されたものと同じブルー・ノイズ・マスクを生成するための数学的演算である抽象的なアイデアを記載しており、したがって、抽象的なアイデアを対象としている（ステップ 2A：はい）。同様にクレームは、ブルー・ノイズ・マスクとグレイ・スケール画像を比較してグレイ・スケール画像を二値画像配列に変えてその二値画像配列をハーフトーン処理済み画像に変換するという、同じ追加の要素も記載し、そのことは抽象的なアイデアに著しくそれ以上のものを追加する。上で示した理由と同じ理由から、追加のクレーム要素を個別に、また組合せで取り上げると、クレームは、全体としてブルー・ノイズ・マスクを生成するという抽象的なアイデアを著しく超えるものにする（ステップ 2B：はい）。このクレームは、特許適格性のある発明の内容を記載する。

4. グローバル・ポジショニング・システム

次に示す仮説的クレームは、601 F.3d 1319 (Fed. Cir. 2010) (SiRF Tech) の SiRF Technology Inc. v. International Trade Commission 事件におけるテクノロジーに倣ってモデリングされた。発行時の特許は米国特許第 6,417,801 号であった。仮説的なクレーム 1 および 2 は、抽象的なアイデアを対象としており、追加の要素が別のテクノロジーまたは技術分野に対する改善を示すことから、抽象的なアイデアを著しく超えるものにする追加の要素を有する。

背景

グローバル・ポジショニング・システム（GPS）は、複数の衛星からの信号を使用して地上のモバイル GPS 受信機の位置を計算する。各衛星は、一意的な擬似ランダム・ノイズ（PN）コード、衛星の位置データ、および絶対時刻情報を受めた信号を送信する。モバイル GPS 受信機は、概してその位置を、複数の衛星信号からの PN コード、衛星の位置データ、および絶対時刻情報を使用して決定する。信号レベルが低いエリア内においては、モバイル GPS 受信機が PN コードを検出することは可能であるが、衛星信号から衛星の位置データおよび絶対時刻情報を獲得することが困難になる。

この出願は、モバイル GPS 受信機と無線結合されたサーバが、衛星の位置データまたは絶対時刻情報を衛星から受信することなく数学モデルを使用してモバイル受信機の位置を解決するシステムおよび方法を記述する。これらのシステムおよび方法は、モバイル GPS 受信機がその位置をより正確に決定すること、およびその信号獲得感度を向上させて弱い信号環境においてさえも動作することを可能にすることによって GPS テクニックを向上させる。特に、モバイル GPS 受信機は、GPS アンテナ、GPS 受信機、マイクロプロセッサ、ディスプレイ、および無線通信トランシーバを備えたモバイル・デバイスである。デバイスは、数学公式を使用し、衛星から受信した PN コードに基づいて擬似レンジ（GPS 受信機から視野内の各衛星までの推定される範囲）を計算し、トランシーバがその擬似レンジをサーバへ送信する。

サーバは、既知の無線タワーの場所およびサーバ独自のクロックからの時刻データに基づいて推定された位置とともにその擬似レンジを数学公式内において使用し、GPS 受信機が衛星から信号を受信した絶対時刻を計算するコンピュータである。その後サーバは、擬似レンジおよび計算された絶対時刻を使用する数学モデルを作成してモバイル受信機の位置について解き、それがディスプレイ上における視覚的表現のためにモバイル・デバイスへ送信される。モバイル・デバイスおよびサーバの構成要素（たとえば、中央処理装置（CPU）、クロック、無線タワーの場所データベース、回路、およびメモリ）は、すべて既知であり、ありきたりのコンピュータ構成要素である。

クレーム

1. GPS 受信機の絶対位置および衛星信号の受信の絶対時刻を計算するためのシステムであって：

GPS 受信機、ディスプレイ、マイクロプロセッサ、および前記 GPS 受信機と結合された無線通信トランシーバを包含するモバイル・デバイスであって、複数の GPS 衛星によって送信された PN コードを受信し、前記受信した PN コードを平均することによって複数の GPS 衛星に対する擬似レンジを計算し、かつ前記擬似レンジを送信するべくプログラムされたモバイル・デバイス、および

中央処理装置、メモリ、クロック、および前記モバイル・デバイスの前記無線通信トランシーバから擬似レンジを受信するサーバ通信トランシーバを包含するサーバを包含し、前記メモリには複数の無線タワーについての場所データが記憶されており、前記中央処理装置が：

前記メモリからの無線タワーについての場所データおよび前記クロックからの時刻データに基づいて前記 GPS 受信機の位置を推定し、

前記モバイル・デバイスからの前記擬似レンジおよび前記位置推定を使用して前記信号が前記 GPS 衛星から送信された絶対時刻を計算し、

前記擬似レンジおよび計算した絶対時刻に基づいて前記 GPS 受信機の絶対位置を計算する数学モデルを作成し、

前記数学モデルを使用して前記 GPS 受信機の前記絶対位置を計算し、かつ

前記 GPS 受信機の前記絶対位置を、前記サーバ通信トランシーバを介して前記モバイル・デバイスへ前記ディスプレイ上における視覚的表現のために送信するべくプログラムされたシステム。

2. GPS 受信機の絶対位置および衛星信号の受信の絶対時刻を計算するための方法であって：

GPS 受信機、マイクロプロセッサ、ディスプレイ、および無線通信トランシーバを包含するモバイル・デバイスにおいて、前記 GPS 受信機が複数の GPS 衛星から受信した PN コードを平均することによって擬似レンジを計算すること；

前記計算した擬似レンジを前記モバイル・デバイスからサーバへ無線送信すること、および前記サーバが中央処理装置（CPU）を包含すること；

前記サーバ CPU が、前記 PN コードが前記 GPS 衛星から前記 GPS 受信機へ送信された絶対時刻を、前記擬似レンジおよび推定した前記 GPS 受信機の位置を使用して計算すること；

前記サーバ CPU が、数学的モデルを使用し、前記擬似レンジおよび計算した絶対時刻に基づいて前記 GPS 受信機の絶対位置を計算すること；

前記絶対位置を前記サーバから前記モバイル・デバイスへ送信すること；および、
前記モバイル・デバイスの前記ディスプレイ上に前記絶対位置の視覚的表現を表示すること、を包含する方法。

分析

クレーム 1：特許適格性あり。

このクレームは、モバイル・デバイスおよびサーバを含むシステムがマシン（デバイスの組合せとして）の要件を満たすことから、法定カテゴリを対象としている（ステップ 1：はい）。

続いてクレームが分析され、それが法的例外を対象としているか否かが決定される。このクレームは、数学的演算（たとえば、擬似レンジおよび絶対時刻の計算、および数学的モデル）を記載しており、法廷はそれが法的例外、たとえば抽象的なアイデアに含まれると見なした。数学的演算がクレーム内に記載されていることから、このクレームは、法的例外を対象としている（ステップ 2A：はい）。

次にこのクレームが全体として分析されて、要素または要素の組合せが、クレームがその例外を著しく超えるものにすることを保証するに充分であるか否かが決定される。まずクレームは、位置の推定、絶対時刻の計算、および数学的モデルを使用した絶対位置の計算を行なう数学的演算の実行のために中央処理装置（CPU）を使用することを記載している。またクレームは、メモリ内に記憶された場所データ、およびクロックからの時刻データの使用も記載している。これらのコンピュータ構成要素は、高レベルの一般性において記載され、それ以上に、汎用コンピュータによってありきたりな形で提供される基本の数学的計算機能を実行する構成要素を超えるものを、クレームされた発明に追加しない。数学的計算の実行を汎用 CPU に限定することは、それ以上のものがなければ、記載された法的例外を特許適格性のある発明に変えるに充分であるとはならない。

しかしながらこのクレームは、さらにモバイル・デバイスに限定されており、当該モバイル・デバイスは、GPS 受信機、マイクロプロセッサ、無線通信トランシーバ、およびディスプレイを包含して、衛星データを受信し、擬似レンジを計算し、計算した擬似レンジをサーバへ無線送信し、サーバから場所データを受信し、かつサーバから受信した計算済み

の絶対位置の視覚的表現を表示する。プログラムされた CPU は、モバイル・デバイスの記載された特徴と調和して作用し、モバイル・デバイスが、リモート・サーバおよび複数のリモート衛星とのインタラクションを通じてその絶対位置を決定し、かつ表示することを可能にする。クレームされた数学的演算の適用に意味のある限定が設定されていることは、このクレームがコンピュータ上における数学的演算の実行だけを対象としていないことを示している。むしろ、要素の組合せは、受信機の信号獲得感度を改善してテクノロジーの有用性を弱信号環境まで拡張することによって、またモバイル・デバイス上における表示のために場所情報を提供することによって、既存のテクノロジー（グローバル・ポジショニング）を改善するべく数学的演算が応用されているという点において意味のある限定を課する。これらの特徴はすべて、特に組合せで見たとき、法的例外を著しく超えるものにする（ステップ 2B：はい）。クレームは特許適格性がある。

クレーム 2：特許適格性あり。

このクレームは、擬似レンジの計算、それらの擬似レンジの無線送信を含む一連のステップがプロセス（一連の動作）の要件を満たすことから法定カテゴリを対象としている（ステップ 1：はい）。

クレームは、クレーム 1 に関して識別されたものと同じ抽象的なアイデアを記載しており、それは、たとえば擬似レンジおよび絶対時刻の計算、および数学的モデルの数学的演算である。したがって、このクレームもまた法的例外を対象としている（ステップ 2A：はい）。同様にこのクレームは、位置の推定、絶対時刻の計算、および数学的モデルを使用した絶対位置の計算を行なうサーバ CPU、および GPS 受信機、マイクロプロセッサ、無線通信トランシーバ、およびディスプレイを包含して、衛星データを受信し、擬似レンジを計算し、計算した擬似レンジをサーバへ無線送信し、サーバから計算済みの絶対位置を受信し、その後その受信した位置の視覚的表現を表示するモバイル・デバイスという同じ追加の要素を記載している。上で示した理由と同じ理由から、追加のクレーム要素を個別に、また組合せで取り上げると、クレームは、全体として数学的演算自体を著しく超えるものにする（ステップ 2B：はい）。クレームは特許適格性がある。

第 2 部

これらの例は、連邦裁判所によって特許適格性なしと判決されたクレームを示す。分析セクションは、裁判所決定による通知であるが、2014年版暫定特許適格性ガイダンス（2014 Interim Eligibility Guidance）の下に例示的な仮説的分析を提供する。

5. デジタル画像処理

以下に示すクレームは、758 F.3d 1344 (Fed. Cir. 2014) の Digitech Image Tech., LLC v. Electronics for Imaging, Inc. 事件において連邦巡回裁判所によって特許適格性なしと判定された。発行時の特許は米国特許第 6,128,415 号であった。クレームは、抽象的なアイデアを対象としており、抽象的なアイデアを超えるものにする追加の要素を有していない。

背景

概して言えば、デジタル画像処理は、ソース・デバイス（たとえば、デジタル・カメラ、ビデオ・カメラ、スキャナ等）における画像の取り込み、所望の態様での画像の処理、およびディスティネーション・デバイス（たとえば、モニタ、プリンタ、コンピュータ・メモリ等）における処理済み画像の出力を伴う。しかしながら、すべての画像デバイスは、ソース・デバイスであるかディスティネーション・デバイスであるかによらず、画像の色および空間特性に何らかのレベルの歪みをもたらす。この歪みに取り組んだいくつもの過去の解決策は、ソースおよびディスティネーション・デバイス両方の色特性を記述した『デバイス・プロファイル』を使用して、ソースとディスティネーション・デバイスにわたる画像のピクセル・データから独立の色空間へのより正確な翻訳（変換）を可能にしている。発明者は、以前のデバイス・プロファイルに対し、両方の空間をはじめ、それらのデバイスの色特性の取り込みまでの拡張を行なった。

この発明においては、下に再現した図 1 に見られるとおり、デジタル・カメラ等のソース・デバイス 2 から、およびプリンタ等のディスティネーション・デバイス 6 からの情報に基づいてデバイス・プロファイルが作成される。デバイス・プロファイルは、入力画像信号 16 からの処理済み画像信号 18 の生成に使用される。空間特性情報 12、20 および色特性情報 14、22 が各デバイスから画像プロセッサ 4 へ、入力画像信号 16 とともに提供される。この特性情報は、ウィナー・ノイズ・パワー・スペクトル（数学的処理テクニック）をもたらしフーリエ解析等の周知の数学的テクニックを使用した画像の色情報コンテンツに関

係する第 1 のデータおよび画像の空間情報コンテンツに係する第 2 のデータの生成に使用される。生成されたデータは、デバイス・プロファイルに統合される。

ソース・デバイス 2

画像処理プロセッサ 4

ディステーション・デバイス 6

コントロール 8

空間特性情報 12

色特性情報 14

入力画像信号 16

コントロール 10

処理済み画像信号 18

空間特性情報 20

色特性情報 22

代表的なクレーム

10. 画像の取り込み、変換またはレンダリングのためのデジタル画像再生システム内のデバイスの特性を記述するデバイス・プロファイルを生成するための方法であって：

測定済み色刺激およびデバイス応答特性関数の使用を通じたデバイス非依存色空間への前記画像の色情報コンテンツのデバイス依存変換を記述するための第 1 のデータを生成すること；

空間刺激およびデバイス応答特性関数の使用を通じた前記デバイス非依存色空間内の前記画像の空間情報コンテンツのデバイス依存変換を記述するための第 2 のデータを生成すること；および、

前記第 1 および第 2 のデータを前記デバイス・プロファイルに結合すること、を包含する方法。

分析

クレーム 10：特許適格性なし。

このクレームは、データを生成するための一連のステップがプロセス（一連の動作）の要件を満たすことから法定カテゴリを対象としている（ステップ 1：はい）。

次にクレームが分析され、それが法的例外を対象としているか否かが決定される。クレームは、数学テクニックを使用して第 1 のデータおよび第 2 のデータを生成し、それらの第 1 および第 2 のデータをデバイス・プロファイルに結合する方法を記載している。言い換えると、クレームされた方法は、数学的な関係を通じて情報を体系づけるステップを記載することによってデータの収集および結合の概念を単純に記述している。この収集および結合は、単に数学的關係を使用して既存の情報を操作して「デバイス・プロファイル」の形式で追加の情報を、当該デバイス・プロファイルの何らの使用も限定することなく生成するに過ぎない。このアイディアは、法廷によって抽象的なアイディアであると判定されている数学的關係（たとえば、Benson 事件における数値表現の変換）を使用して情報を操作する基本的概念に類似する。したがって、このクレームは、抽象的なアイディアを対象としている（ステップ 2A：はい）。

このクレームは、データの収集および結合という抽象的なアイディアを超える追加の要素を有していない。したがって、このクレームは、抽象的なアイディア自体を超えるものに達していない（ステップ 2B：いいえ）。クレームは特許適格性がない。

6. ビンゴ・ゲーム

以下に示すクレームは、576 Fed. Appx. 1005 (Fed. Cir. 2014) の Planet Bingo, LLC v. VKGS LLC 事件において連邦巡回裁判所によって特許適格性なしと判定された。発行時の特許は米国特許第 6,398,646 号であった。クレームは、抽象的なアイディアを対象としており、抽象的なアイディアを著しく超えるものにする追加の要素を有していない。

背景

この発明は、チケット上に数字のセットをその場でプリントする能力を有する自動化されたビンゴ・システムに関する。システムは、チケットのプリント、チケットの販売の追跡、および当たりチケットの妥当性検査にコンピュータを使用する。コンピュータは、プレーヤのためにビンゴ番号の特定セットを記憶しており、プレーヤのビンゴ番号の特定セットを有するチケットをプリントして、プレーヤが自分の特定のビンゴ番号で多様なビンゴ・

セッションのためのビンゴ遊びができるようにする。この自動化されたシステムは、ビンゴ・チケット購入の間におけるそのほかのセキュリティ・リスクを最小化し、不正変更の問題の解決を含めてビンゴ・ゲームの全側面の管理を可能にする。

代表的なクレーム

クレーム 1. ビンゴ・ゲームを管理するためのシステムであって：

(a) 中央処理装置（CPU）およびメモリ、および前記 CPU と接続されるプリンタを伴うコンピュータ；

(b) コンピュータの前記 CPU およびメモリと接続される入出力端末；および、

(c) 前記コンピュータ内のプログラムであって：

(i) 将来のある期間に選択される少なくとも 1 つビンゴ・ゲームにおいてビンゴ遊びに用いられることになる、プレーヤによってあらかじめ選択された少なくとも 2 セットのビンゴ番号を入力すること；

(ii) 前記プレーヤによってあらかじめ選択された前記ビンゴ番号のセットをグループとして前記コンピュータの前記メモリ内に記憶すること；

(iii) 前記プレーヤによってあらかじめ選択された前記ビンゴ番号のセットを有する前記グループ毎に前記プレーヤに一意的なプレーヤ識別子をコンピュータによって割り当てること、および前記プレーヤ識別子は、ビンゴの複数セッションのために前記グループに割り当てられるものとする、

(iv) 前記プレーヤ識別子を使用して前記グループを検索すること；

(v) 前記プレーヤによってあらかじめ選択され、かつ前記グループとして前記コンピュータの前記メモリ内に記憶された前記ビンゴ番号のセットのうちの少なくとも 1 つを、ビンゴの特定セッション内の選択されたビンゴ・ゲームにおけるビンゴ遊びのために前記プレーヤが前記グループから選択すること、および前記選択されたビンゴ・ゲームにおけるビンゴ遊びのために選択されるビンゴ番号のセット数は、前記グループ内のビンゴ番号の全セット数より少ないこと；

(vi) 前記選択されたビンゴ・ゲームにおけるビンゴ遊びのために選択されたビンゴ番号の各セットについて前記コンピュータがコントロール番号を追加すること；

(vii) 前記コントロール番号、前記プレーヤによってあらかじめ選択された前記ビンゴ番号のセットのうちの前記プレーヤによって選択された前記ビンゴ番号のセット、あ

らかじめ選択された前記ビンゴ番号のセットの価格、ビンゴ・ゲームの日付、およびオプションとしてコンピュータの識別番号を伴う受け取りを出力すること；

(viii) 検証のために当たりセットのビンゴ番号を前記コントロール番号の形で出力すること、およびそれがビンゴ・ゲームの管理者によって前記コンピュータ内に入力されること；を可能にするプログラムを包含するシステム。

分析

クレーム 1：特許適格性なし。

クレーム 1 は、コンピュータ、入出力端末、およびビンゴ・ゲームの管理を可能にするプログラムを包含するシステムを対象としている。したがって、クレームされたシステムは、法定カテゴリ、すなわちマシン（デバイスの組合せ）を対象としている（ステップ 1：はい）。

続いてクレームが分析され、それが法的例外を対象としているか否かが決定される。クレームは、ビンゴ・ゲームを管理するステップを記述したプログラム要素 (i) - (viii) を記載しており、それにはたとえば、2 セットのビンゴ番号を入力し、かつ記憶すること、一意的なプレーヤ識別子ならびにコントロール番号を割り当てること、および当たりセットのビンゴ番号を検証することが含まれる。クレーム内に記載されたビンゴ・ゲームの管理は、精神活動として、またはコンピュータ内において実行可能であり、Alice Corp. 事件における争点の「人間の活動の体系化」の類に類似する。クレームは、同一の発明の内容に向けて引き寄せられてはいないが、ビンゴ・ゲームを管理するという抽象的なアイデアは、消費者の取引の間におけるリスク管理（ヘッジ）(Bilski) および財務取引における決済リスクの軽減 (Alice Corp.) という抽象的なアイデアと類似する。クレーム 1 は、ビンゴ・ゲームの管理を記述しており、したがって抽象的なアイデアを対象としている（ステップ 2A：はい）。

次にこのクレームが分析され、抽象的なアイデアを著しく超えるものにするように記載された追加の限定が存在するか否かが決定される。クレームは、中央処理装置（CPU）、メモリ、プリンタ、および入出力端末、およびプログラムを伴うコンピュータを追加の限定として要求している。これらの一般的なコンピュータ構成要素は、ビンゴ・ゲームの管理を可能にするプログラムを通じてデータの記憶、検索、および処理というそれらの基本機能を実行するべくクレームされている。コンピュータの限定の記載は、抽象的なアイデ

アイデアをコンピュータ上において実装する単なるインストラクションに等しい。追加の要素を個別に、また組合せで取り上げても、管理プロセスの各ステップにおけるコンピュータ構成要素は、単に一般的なコンピュータ機能を実行するにすぎない。したがって、クレームされた発明の内容を特許適格性のある出願に変えるに十分な発明概念が存在しない。クレームは、抽象的なアイデア自体を著しく超えるものに達していない（ステップ 2B：いいえ）。したがって、クレームは特許適格性がない。

7. 取引履行保証を提供する電子商取引

以下に示すクレームは、765 F.3d 1350 (Fed. Cir. 2014) の buySAFE, Inc. v. Google, Inc. 事件において連邦巡回裁判所によって特許適格性なしと判定された。発行時の特許は米国特許第 7,644,019 号であった。クレームは、抽象的なアイデアを対象としており、抽象的なアイデアを著しく超えるものにする追加の要素を有していない。

背景

発明は、電子商取引環境内において信頼性のある取引を行なうための方法に関する。より詳細に述べれば発明は、取引において履行保証を提供する方法に関する。安全取引サービス・プロバイダが第 1 の当事者から取引履行保証サービス獲得のための要求を受け取ると、当該安全取引サービス・プロバイダは、当該第 1 の当事者の支払を保証することによってその要求を処理する。支払の保証が成功であれば、取引履行保証と第 1 の当事者が関与しているオンライン商取引を結び付け、かつ第 1 の当事者および第 2 の当事者がオンライン取引に入ったときに第 1 の当事者の履行を保証する取引履行保証サービスが第 1 の当事者に提供される。

代表的なクレーム

1. 方法であって、

安全取引サービス・プロバイダのコンピュータ上で走る少なくとも 1 つのコンピュータ・アプリケーション・プログラムが、第 1 の当事者から、オンライン商取引に関する取引履行保証サービスを獲得するための要求を前記オンライン商取引の取り決めに続いて受け取ること；

前記安全取引サービス・プロバイダのコンピュータ上で走る少なくとも 1 つのコンピュータ・アプリケーション・プログラムによって、前記取引履行保証サービスを前記第 1 の当事者に提供するために前記第 1 の当事者の支払を保証することによって前記要求を処理すること；を包含し、

前記安全取引サービス・プロバイダの前記コンピュータは、コンピュータ・ネットワークを介して、取引履行保証と前記第 1 の当事者が関与している前記オンライン商取引を結び付け、前記オンライン商取引の取り決めに続いて前記第 1 の当事者の前記履行を保証する前記取引履行保証サービスをオファーする、方法。

分析

クレーム 1：特許適格性なし。

このクレームは、履行保証を提供するためのプロセス、すなわち一連のステップまたは動作を対象としている。プロセスは、発明の法定カテゴリのうちの 1 つである（ステップ 1：はい）。

次にクレームが分析され、それが法的例外を対象としているか否かが決定される。クレームは、契約を樹立するステップを記載しており、それには、履行保証のための要求（契約）を受け取ること、支払を保証することによって要求を処理し、履行保証を提供すること、および履行保証をオファーすることが含まれる。これは、法廷によって抽象的なアイデアと判定された本質的な経済実践（たとえば、Bilski のヘッジ）と類似の契約関係を伴う商業的な手配である契約関係の樹立に該当する。また、商取引を特定タイプの関係またはその商取引の特定の部分（たとえば、支払の保証）まで狭めても、概念をより抽象的でないものにすることにならないということにも注意を要する。したがって、このクレームは、抽象的なアイデアを対象としている（ステップ 2A：はい）。

発明概念についてクレームを全体として分析すると、クレームの限定は、抽象的なアイデアに加えて、コンピュータおよびコンピュータ・ネットワーク上で走るコンピュータ・アプリケーションを含む。これは、単純に、基本機能を実行するコンピュータおよびコンピュータ・ネットワークの一般的記載に過ぎない。クレームは、コンピュータ上において契約を樹立し、ネットワークを介してそれを送信していると陳述すること以上には達していない。これらの汎用コンピューティング要素だけでは、法的例外を著しく超えるものにするのではない（ステップ 2B：いいえ）。クレームは特許適格性がない。

8. インターネットを介した製品の配信

以下に示すクレームは、2014 U.S. App. LEXIS 21633 (Fed. Cir. 2014) の Ultramercial v. Hulu and WildTangent 事件において連邦巡回裁判所によって特許適格性なしと判定された。発行時の特許は米国特許第 7,346,545 号であった。クレームは、抽象的なアイデアを対象としており、抽象的なアイデアを著しく超えるものにする追加の要素を有していない。

背景

この発明は、著作権設定済みデジタル・メディア（ビデオ、オーディオ等）の著作権侵害行為、特に現金およびクレジット・カードへの限定的なアクセスしか有していない者の間におけるその問題に取り組む。この発明は、著作権設定済みの素材へのアクセスのための交換において、消費者によるスポンサーのメッセージを見る選択またはそれとインタラクションする選択を可能にすることによって行なわれる著作権等の知的財産権により守られる製品のテレコミュニケーション・ネットワークにわたる配信を対象としている。スポンサーは、その後、基礎となっている知的財産権の所有者への支払を行ない、その結果、消費者には、現金またはクレジットを用いた支払を伴うことなく製品の獲得が許される。この発明は、一連の詳細なステップを使用して製品の交換を成し遂げる。

代表的なクレーム

1. ファシリテータを介したインターネットにわたる製品の配信のための方法であって、前記方法は：

知的財産権保護によって守られ、かつ購入のために用意されたメディア製品をコンテンツ・プロバイダから受信する第 1 のステップであって、前記メディア製品のそれぞれは、テキスト・データ、音楽データ、およびビデオ・データのうちの少なくとも 1 つからなるものとする第 1 のステップ；

前記メディア製品と関連付けされるべきスポンサー・メッセージを選択する第 2 のステップであって、前記スポンサー・メッセージは、複数のスポンサー・メッセージから選択され、前記第 2 のステップは、活動ログにアクセスして以前に呈示済みの前記スポンサー・

メッセージの合計回数が前記スポンサー・メッセージのスポンサーによって契約された取引サイクル数より少ないことを検証することを含むものとする第 2 のステップ；

インターネット・ウェブサイトにおける販売のために前記メディア製品を提供する第 3 のステップ；

前記メディア製品に対する不特定多数のアクセスを制限する第 4 のステップ；

前記メディア製品に対する消費者のアクセスを、前記消費者が前記スポンサー・メッセージを見ることを前提条件として前記消費者への料金請求を伴うことなくオファーする第 5 のステップ；

前記消費者から前記スポンサー・メッセージを見る要求を受信する第 6 のステップであって、前記消費者が、オファーされている前記メディア製品へのアクセスに応答して前記要求を提出する第 6 のステップ；

前記消費者からの要求の受信に応答して、前記消費者に対するスポンサー・メッセージの表示を促進する第 7 のステップ；

前記スポンサー・メッセージがインタラクティブ・メッセージでない場合には、前記スポンサー・メッセージの表示を促進する前記ステップの後に前記メディア製品への前記消費者のアクセスを許可する第 8 のステップ；

前記スポンサー・メッセージがインタラクティブ・メッセージである場合には、前記消費者に対して少なくとも 1 つのクエリを呈示し、前記少なくとも 1 つのクエリに対する応答の受信後に前記メディア製品への前記消費者のアクセスを許可する第 9 のステップ；

前記取引イベントを前記活動ログに記録する第 10 のステップであって、前記スポンサー・メッセージが呈示された前記合計回数の更新を含む第 10 のステップ；および、

表示された前記スポンサー・メッセージの前記スポンサーから支払を受け取る第 11 のステップ；を包含する方法。

分析

クレーム 1：特許適格性なし。

このクレームは、インターネットを介したメディアの配信および広告のためのプロセス、すなわち一連のステップまたは動作を対象としている。プロセスは、発明の法定カテゴリーのうちの 1 つである（ステップ 1：はい）。

続いてクレームが分析され、それが例外を対象としているか否かが決定される。このクレームは、著作権設定済みメディアへのアクセスのための交換において広告を表示するための 11 ステップのプロセスを記載する。つまりクレームは、交換物または通貨として広告を使用する概念を記述している。この概念は、法廷によって抽象的なアイデアであると判定されている商業実践（たとえば、Bilski 事件におけるヘッジ）に関係する人間の活動を必然的に伴う概念に類似する。著作権設定済みメディアの受信、広告の選択、選択した広告を見ることとの引き換えに行なわれるメディアのオファー、広告の表示、メディアに対する消費者のアクセスの許可、および広告のスポンサーからの支払の受け取り等のアイデアを狭め

る限定の追加は、さらに抽象的なアイデアを記述しているが、それをより抽象的でないものとはしていない。クレームは、抽象的なアイデアを対象としている（ステップ 2A：はい）。

次にこのクレームが全体として分析されて、クレームが交換物または通貨として広告を使用する概念を著しく超えるものであるか否かが決定される。このクレームは、活動ログへのアクセスおよびその更新を行なうこと、消費者からの広告を見る要求を必要とすること、公衆のアクセスを制限すること、および情報伝達媒体としてインターネットを使用すること等の抽象的なアイデアに対する追加の限定を有する。

これらの限定を個別に見ると、活動ログへのアクセスおよびその更新は、データ収集のためにだけ使用され、したがって重要でない予備解決活動を表わしているに過ぎない。同様に、消費者からの要求を必要とすること、および不特定多数のアクセスを制限することは、交換物または通貨として広告を使用する概念の実装にその種の活動が必要であり、またそれにおいてありきたりであることから、重要でない予備解決活動であり、言い換えると、所望の商品に対するアクセスが提供されるためには要求時に通貨が支払われなければならない。さらにまた、インターネットの限定は、それが抽象的なアイデアを特定のテクノロジー環境に限定する単なる試みであることから、著しく超えるものにする追加の要素ではない。

組合せとして限定を見ると、クレームは、交換物または通貨として広告を使用する概念を、特定のテクノロジー環境内の高レベルの一般性において指定されたありきたりの従来的な活動を用いて実施することを実施者に単に指示しているに過ぎない。個別の限定として、または順序付きの組合せとして見ても、クレームは全体として、交換物または通貨として広

告を使用する抽象的なアイデアを著しく超えるものに達していない（ステップ 2B：いえ）。クレームは特許適格性がない。